

不動産会社とオーナーのための

# 『社長の税金』

ワンポイントアドバイス ⑳

落合会計事務所

「相続時精算課税」とは、税金が免除されるものではなく、生前贈与で2500万円まで贈与税をゼロにする代わりに、将来の相続のときに、生前贈与した財産を持ち戻して相続税の計算をする

というものである。生前に贈与税がほとんど課税されない代わりに、相続時にその分が課税されるので、トータルでは得も損もないということになる(図表)。

この制度を使うに当た

## 【個人の税金編】 相続税の計算

### 相続時精算課税とは

って次の注意点がある。  
①親から子への生前贈与に限る②親は65歳以上、子は20歳以上であること③2500万円を超えた部分については一律20%の贈与税がかかる④税務署への届け出が必要

そして、相続時精算課税を選ぶ際に最も注意しなくてはならないことは、相続時精算課税を一度選択すると、その親子については年間110万円の基礎控除ができる暦年課税が使えなくなってしまうことである。

前提条件  
相続財産:1億円  
被相続人:母67歳(≥65歳)  
相続人:子1人35歳(≥20歳)  
平成20年 相続時精算課税で3,500万円贈与

贈与した財産を持ち戻す

2,500	1,000
-------	-------

贈与税の計算  
(3,500万円-2,500万円)×20%=200万円

平成××年相続	相続財産
3,500	6,500

↓相続財産1億円で相続税を計算する

6,000	4,000
-------	-------

相続税の基礎控除6,000万円

相続税の計算	
相続税額	600万円 (3,500万円持ち戻して1億円で計算)
以前納めた贈与税額	△200万円
差引納税額	<u>400万円</u>

暦年課税か相続時精算課税のどちらが有利かは、親の財産額によるが、およその目安として、財産を合計して将来の相続税がかからない、またはかかっても数十万円程度であれば、相続時精算課税を使って生前に財産を分けたいという方が有効だといえる。

(古井 洋平) おわり